

群馬大学医学部附属病院評価委員会規程

平成 16. 4. 1 制定

改正 平成 16.11. 9 平成 17. 4. 1

平成 19. 4. 1 平成 23. 4. 1

平成 30. 4. 1 令和 8. 4. 1

(設 置)

第 1 条 国立大学法人群馬大学大学評価規則（以下「評価規則」という。）第 7 条の規定に基づき，群馬大学医学部附属病院（以下「病院」という。）に，群馬大学医学部附属病院評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目 的)

第 2 条 委員会は，病院における診療の質，医療機能，教育・研究水準等の向上を図るため，診療活動及び運営面等に関する自己評価・検証の実施並びに群馬大学の職員以外の者による評価・検証を行い，もってその社会的責任を果たすことを目的とする。

(組 織)

第 3 条 委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 副病院長
- (3) 評価規則第 5 条第 1 項第 8 号の室員
- (4) 臨床主任会議から選出された教授 3 人
- (5) 病院連絡会議から選出された教員 2 人
- (6) 中央診療施設等の部長のうち病院長が指名した者 2 人
- (7) 薬剤部長
- (8) 看護部長
- (9) 事務部長
- (10) その他病院長が必要と認めた者 若干人

(任 期)

第 4 条 前条第 4 号から第 6 号及び第 10 号の委員の任期は，2 年とし，再任を妨げない。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き，委員長は第 3 条第 1 号の委員をもって充て，副委員長は同条第 3 号の委員をもって充てる。

2 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

3 委員長に事故あるときは，副委員長がその職務を代行する。

(会 議)

第 6 条 委員会は，委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開くことができない。

2 議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日において、旧群馬大学医学部附属病院自己評価等実施委員会規程（平成3年10月8日制定。以下「旧規程」という。）第3条第2号、第3号及び第7号に規定する委員である者は、施行日にこの規程第3条第2号、第3号及び第7号の規定により選出された委員とみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、旧規程による委員としての残任期間と同一の期間とする。

附 則

- 1 この規程は、平成16年11月9日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に選出される第3条第6号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。